

日独戦争における病院船博愛丸の 捕虜救護に対する議論について

日本赤十字社文書を中心に

加 藤 順 一

愛知県犬山市の博物館明治村は、明治時代に建造された洋風建築を中心とするわが国近代文化遺産の宝庫として人口に膾炙しているが、建築物のみならず文献資料の保存・整理にも努めてきたことについては意外と知られていない。

そのような数ある文献資料の中で異彩を放っているのが「日本赤十字社文庫（日赤文庫）」である⁽¹⁾。日赤文庫は、日本赤十字社の社内文書の文書綴（約1890冊、本稿ではこれを「日本赤十字社文書」と称する）、日本赤十字社図書館旧蔵図書（約1400冊）、記録写真や博覧会などで展示した写真類（約2200点）の三種に分類され、とりわけ厚手の簿冊形式の文書綴はこの資料群を特徴づけるものと言える。年代は博愛社時代の明治10年代から第二次世界大戦開戦前までのもので、明治大正期のものの大半は和紙に墨で書かれている。各簿冊は背表紙にタイトルと通し番号をつけ、冒頭に目次がある。目次には収録文書の索引番号が記され、それは各文書にも明示（捺印）されている。また、「戦100」「救50」のように文書の内容が関係する領域に応じた分類番号が付くものもある。内容は、全体の約三分の一が日清戦争から第一次世界大戦後に至る戦時救護関係のものであるが、他にも災害救護、各種式典、国際会議、平時医療事業などに関するおびただしい記録類が遺され、なかには、日赤図書館旧蔵図書に含まれる戦時・災害救護報告書の原稿も見られる。

現在、日赤文庫の資料群は日本赤十字豊田看護大学に移管され、同大学図書

館において整理作業が続行されている。近時筆者は先の大戦下の三重県南牟婁郡入鹿村（現・熊野市紀和町）における捕虜収容所の実態ならびに該時期の日本赤十字社による捕虜救護活動に関する調査研究⁽²⁾に従事する過程で、日独戦争（第一次世界大戦の青島攻略戦）における同社の救護活動に関する文書群を閲覧する機会を得たが、その際開戦初期の日本赤十字社病院船・博愛丸による敵国捕虜⁽³⁾の救護に対する内部批判を記した文書に注目し、関係文書・文献と照合して問題の周辺を探ってみた。本稿で検討した事件は日清戦争に始まる捕虜救護の歴史的展開における一挿話であるが、捕虜救護活動に対して向けられる国内の「視線」のあり方―それは同時代的な捕虜観と結びつく―を理解する一助にもなるものと考え、ここに報告する次第である。

- (1) 日赤文庫の概要については中野裕子「明治村の蔵書について 其の三」(博物館明治村『明治村だより』第15号、1999)を参照した。
- (2) 上野利三・榊居孝・大川四郎・加藤順一「太平洋戦争中の三重県入鹿収容所(前)」(『三重中京大学地域社会研究所報』第18号、2006)、上野利三・榊居孝・大川四郎・加藤順一・久保田浩二郎「日赤文書目録 日本国内の第2次世界大戦中の欧米人捕虜等関係資料の整理」(『松阪大学地域社会研究所報』第17号、2005)。
- (3) 戦争で敵方に身柄を拘束された将兵を、現在は「捕虜」と称するのが一般的であるが、第二次世界大戦前のわが国では、公的には「俘虜」と表記されていた。本稿では、史料の原文や法令用語・固有名詞などで「俘虜」と表記することが確立している場合を除き、「捕虜」で通すことにする。

二

日本は1914年（大正3）8月23日にドイツに対して宣戦を布告し、連合国側に立って第一次世界大戦に参戦した。その主たる攻撃目標は、中国山東半島におけるドイツの租借地・膠州湾であった。1898年に同地域を租借したドイツは、青島（チンタオ）を東洋艦隊の拠点に定め、軍港と要塞を建設していた。開戦当時の兵員は約5,000人。これに対し日本は陸軍51,700人を投入し、9月18

日から11月7日まで約2ヵ月間の戦闘を経て同地を陥落させた。青島攻防戦における戦死傷者数は、日本側1,929人、ドイツ側760人余であった⁽¹⁾。ドイツ領南洋諸島も含めた日独戦争全体でのドイツ軍捕虜の総数は4,715人であるが⁽²⁾、その多くは青島戦によるもので、大部分が日本各地に設けられた12ヵ所（最終的には6ヵ所）の捕虜収容所に収容された⁽³⁾。

今次大戦における日本赤十字社の救護活動は、開戦初期の青島戦の戦傷病者に対するものと、ヨーロッパ戦線に派遣されたものに大別される。前者は、病院船博愛丸・弘済丸によって傷病者および捕虜の輸送に当たるとともに、現地青島と佐世保海軍病院へ救護班を派遣したもので、約25,000人を救護した。後者は政府の要請によってロシア・フランス・イギリスに総勢77人の救護班を送ったもので、1年余りの間に約12万人の将兵を救護して高い国際的評価を得た⁽⁴⁾。

日本赤十字社の救護活動は、宣戦の詔書に先立つ8月18日に陸軍大臣から博愛丸と弘済丸の病院船艦装命令を受けたところに始まる⁽⁵⁾。博愛丸と弘済丸は日本赤十字社が日清戦争後に患者輸送のためにイギリスから購入した2,600トン級の汽船である。平時は日本郵船の客船として活動し、有事の際は客室を改修して船員・航海用具と併せて日本赤十字社が病院船として収用することになっていた⁽⁶⁾。日本赤十字社に所属する病院船の艦装が軍部の命令によって行われるのは、同社の活動が陸海軍大臣の監督下に置かれていたことによるものである⁽⁷⁾。

日赤病院船の救護活動の大要は、次の通りである⁽⁸⁾。8月23日に博愛丸の救護編成が完了し、救護班の辞令交付が24日、要員が神戸で乗船した9月3日に弘済丸の救護編成が完了、艦装を終えた博愛丸は5日宇品（広島）に回航され陸軍運輸部本部長の指揮下に入り、12日には弘済丸が同じく宇品に回航されて陸軍運輸部に属した。救護期間は博愛丸が9月6日に宇品を出航してから12月13日まで73日間、弘済丸が9月13日から12月21日まで76日間、それぞれ山東省の龍口・労山湾で患者（捕虜を含む）を収容し、門司・宇品で揚陸する航海

を8回にわたり行った。搬送患者数は、博愛丸が1,013人（うち捕虜12人）、弘濟丸が1,040人（うち捕虜19人）であった。

日赤病院船による捕虜の救護は、博愛丸の第3次航海（10月7日から15日まで）で12人、弘濟丸の第6次航海（11月18日から25日まで）と第7次航海（11月30日から12月7日まで）でそれぞれ3人と16人、計3回行われた⁽⁹⁾。本稿が主題とする史料はこのうちの博愛丸第3次航海における救護活動を問題視する下記の文書で、島根県知夫郡黒木村の日本赤十字社分区委員から、10月19日付で社長・花房義質子爵宛に送られたものである。これは「島根県黒木村分区委員ヨリ本社博愛丸乗組救護員ノ我出征傷病軍人ト俘虜ノ待遇ニ付テ不公平ノ件照会」と題して、日本赤十字文書の『大正三四年戦役雑件』に収められている（索引番号第16号、戦第706）。この文書は便箋に認められたものであるが欄外に朱書・捺印があり、新聞記事の切抜きが添付されている（下線部は筆者が施した）。

貴社益々御隆盛奉慶賀候。陳バ本月十六日ノ大阪朝日新聞紙ノ記スル所ニヨレバ、我ガ出征軍人ノ傷病者ト傷病俘虜ノ待遇ニ於テ貴社ノ御取扱非常ニ不公平ナルモノ有之由。是レ外国人ハ平素ノ生活状態等異ナル点有之ヨリ出デシ結果ナランモ、我カ忠勇ナル傷病兵ニ対シ粗末ナル取扱ヲ敢テシ、俘虜ニ対シテハ特ニ優遇シ以テ新聞ノ種子ヲ作ルガ如キハ、貴社設立ノ精神タル一視同仁ノ趣旨ニ相反スルモノニ無之哉。事或ハ外交政策上ヨリ打算セラレタルモノナルベキモ、是等ハ餘リニ自身ノ甚ダシキモノニテ、国民ノ憤慨モ亦少カラザル事ニ御坐候。我カ国民ハ近来各方面ニ大国民ノ態度トシテ忍ブベキモノト解シ居ラルルナランモ、赤十字社ハ赤十字社設立ノ勅旨アリ精神アリ是等趣旨モ精神モ悉ク犠牲ニ供シテ外交上ニ媚ブルガ如キハ我輩ノ服従シ能ハザル所、固ヨリ俘虜ト雖モ相当ノ待遇ヲナスト同時ニ何故ニ我ガ大切ナル国民ノ待遇ヲ重ゼザル。若シ夫レ貴社ニシテ是等不条理ナル行動ヲ改メラレザルニ於テハ、国民ハ遂ニ貴社ノ信頼スベカ

ラザルヲ叫ブニ至ラン。卑生職ヲ貴社ノ末班ニ執ル、一言ノ忠諫ヲ呈セザルヲ得ズ。敢テ粗漏ヲ顧ミズ愚見ヲ陳述致シ候間、何ノヨリノ御答解ヲ與ヘラレ度奉懇願候敬具

大正三年十月十九日

島根縣知夫郡黒木村分区委員

中西松次郎（印）

日本赤十字社長殿

欄外付記；十月三十日島根支部主事二面会シ本件ニ付キ談示シタルニ、本人八本社ノ為善意ヨリ起リタルモノナリ、總會ノ為上京シタル黒木村助役ニ克ク誤解ナキ様本人ニ傳ヘ置クヘク諭示シ置キタリと云フ（三浦 印）

上記文書の題目は整理の際に日赤本社側で付けたものと考えられ、「不公平ノ件照会」とあるが、文中「一言ノ忠諫」とあるように、批判的な意見書というべきである。また筆者中西松次郎の肩書である「分区委員」とは日赤の地方組織の末端を構成する役職であるので⁽¹⁰⁾、この文書は日赤の中心事業である捕虜救護活動に対する内部批判の性格を持っている。中西は、新聞報道を根拠に博愛丸では味方の傷病兵よりも捕虜の方を優遇していると断じたうえで、捕虜に対する度を越えた厚遇は相手国に対する迎合に等しく日本赤十字社の設立の精神にもとる「不条理ナル行動」である、そのような行動を改めなければ日本赤十字は国民の不信を買う恐れがあるので、「職ヲ貴社ノ末班ニ執ル」自分としては「一言ノ忠諫」を述べずにはおれない、と論じているのである。

中西が批判の根拠とした10月16日付『大阪朝日新聞』の記事の切り抜きは意見書に添付されて綴じこまれている。「日本魂 独逸魂 俘虜には牛乳洋食」と題するその内容は次の通りであり、文中赤鉛筆によって傍線が追記されている箇所には下線を施した（文字の大きさの異同は原文のままとした）。

博愛丸は我が傷病兵と傷病俘虜とを乗せて海路平安十四日午前十一時に門

司に入港した。我が傷病兵は十中八九まで戦傷だが其の重軽傷者も平病者も症状の経過は悪くはない。傷病俘虜も皆親切なる我が治療と待遇に満足の意を表して至極従順に見える。戦地から病院へ病院から碇泊場へと順次に後送せられる傷病兵は近くへは担架遠くへは陸軍の荷車で運ばれる。博愛丸に乗せられた中の六七十名は王哥庄から例の荷車で労山湾へ到着やがて病院船に收容されるのであるが、我が戦傷者は忍耐力が強く、何んな荒療治にもビクともせぬが、之に反して傷病俘虜は豆ほどの傷でも手術となると声を張上げて痛い痛い[筆者注・原文踊り字]と叫ぶ。我が戦傷者の中には殆ど全身繃帯を施して居る勇士がある。俘虜の中にも稍重傷者が二名居る。俘虜の海軍砲兵下士エレチエンスと云ふは八年前から日独国交の断絶まで横浜に在留して薬品商を営み日本人を妻として混血児二人を挙げ日本語も確で日本の事情にも通じて居るが青島の現状及び内容に就ては口を噤んで語らぬ外に尚ほ下士が一名居る横臥俘虜はヨーフ外六名で他の五名は踞坐患者である一視同仁の赤十字社が是等の傷病俘虜に対する船中の取扱は日露戦争にも前例のない状態で病服の如きも我兵は木綿の白衣だが俘虜は卒に至るまでキビ色西洋風の病服に寛濶なる白地のズボンを着せられ我が傷病兵と同臥の榮に浴して居るのみではない其の三度の食物に至りては我の士卒に比し彼は特に牛乳洋食の御馳走を与えられるので彼我非常の差がある。敵と戦うて負傷した忠勇なる我が兵は、前日の敵と同臥して尚且彼我待遇に大なる差別あるのを忍んで居る。余りに俘虜を優遇しすぎはしまいかとの外観評もある。日本魂で鍛へ上げた我が勇士は仮令傷病兵となりて後送せらるるとも前日の敵と同船に同室同臥するを不快に思って居たものも少なくない。其処で船室で俘虜と同臥して居る所を写真に撮る事になったので我が傷病兵は枕を蹴って憤慨した。傷病兵と思ひ味方と同船を許しては居るが、元々敵である俘虜と相併んで写真を撮ることは首が千切れても罷りならぬ、と云ひ放った。係官も辟易し遂に俘虜のみを撮影

したと云ふことである。俘虜の一兵卒に十九歳になる某は我に敵愾心を抱きて命に背かんとする態度を見せたが遂に我が仁徳に感じて恭順の状を現すに至ったさうな。彼等は日露戦争の時に露国の俘虜が松山へ送られたのを見て矢張り今度も松山へ送らるるものと思つて居た（門司電報）

『大正三四年戦役日本赤十字社救護報告』（以下、『救護報告』と略称）によれば、博愛丸の第3次航海で搬送した患者総数123人（うち捕虜12人）のうち門司では108人を揚陸し、そこには捕虜全員が含まれていた⁽¹¹⁾。この記事はその揚陸状況を報道したもので、船中の捕虜の待遇については、日露戦争の時以上の厚遇が与えられたこと、衣食の面で捕虜は日本兵よりも優遇されていること⁽¹²⁾、これに対し「余りに俘虜を優遇しすぎはしまいか」との外部の批評があること、日本兵の間には敵である捕虜と同室に置かれることに不快感を覚える傾向が見られたことを述べている。

この記事を先の意見書と照合すれば、特に上記の が中西松次郎の意見に影響を与えていることは明白であるが、「一視同仁の赤十字社が」という文言に傍線が施されていることが意見書の「俘虜ニ対シテハ特ニ優遇シ以テ新聞ノ種子ヲ作ルガ如キハ、貴社設立ノ精神タル一視同仁ノ趣旨ニ相反スルモノニ無之哉」とのくだりに対応することにも注目したい。この箇所が中西の注意を引いたことが明らかであると同時に、切抜きのこの箇所に赤の傍線を施すことによって「一視同仁」の精神を日本赤十字社社長に対して強く訴える意図も推察される。

「一視同仁」とは、「すべての人々を差別なく平等に愛する」ことを意味する漢語で、国際赤十字運動の根本精神である「博愛」に通じる言葉である。日本赤十字社の一員に連なる中西がこの理念を重視することは当然のことであるが、同社の活動がその前身である博愛社時代を通じて皇室と強く結びつき、その庇護と後援の下に成り立ってきた歴史を考慮すると⁽¹³⁾、本来聖人君主の徳を表わす言葉である「一視同仁」には、単なる創立精神に止まらない重みがあった⁽¹⁴⁾。

中西は意見書の後半で「赤十字社ハ赤十字社設立ノ勅旨アリ精神アリ」と述べ、「是等趣旨モ精神モ悉ク犠牲ニ供シテ外交上ニ媚ブルガ如キハ我輩ノ服従シ能ハザル所」とまで断言する。そして、「敢テ粗漏ヲ顧ミズ愚見ヲ陳述」する理由を「卑生職ヲ貴社ノ末班ニ執ル、一言ノ忠諫ヲ呈セザルヲ得ズ」と説明するが、そこに表れた姿勢は、彼が皇室と特別の由縁を持つ隠岐の黒木村で分区委員を務める地域指導者であるという社会的背景の影響も考慮できる。

黒木村は、隠岐群島の島前・西ノ島の東半地域を占める村（現・西ノ島町）で、日露戦争下の1904年（明治37）にこの地方に町村制が施行された際に誕生した。中西松次郎は同村発足時に助役、1907年（明治40）から16年（大正5）まで村長を務めたので、意見書を提出した1914年当時は現職の黒木村村長であった。行動力に富み、黒木村の事実上の創業者として公共事業の推進と産業振興、教育施設の充実に手腕を発揮した。具体的には、島の海運の便宜を高めた船引運河の開削、農事改良、造植林、道路網の整備、小学校建設などが評価されている⁽¹⁵⁾。

黒木村の村名は、鎌倉時代に後鳥羽上皇や後醍醐天皇が幕府によって配流された折の行在所であった「黒木御所」の所在地と伝えられていることに由来する。村内には後鳥羽上皇の火葬所跡の伝承もあり、古くから皇室や天皇との縁が意識されやすい精神的土壌が存在する地域であったが、1907年（明治40）4月には皇太子嘉仁親王（大正天皇）が来村している。山陰道行啓の途中に後鳥羽・後醍醐両帝の遺跡探訪を目的に立ち寄ったものだが、皇太子を迎えた村長は就任後間もない中西松次郎であった。この経験は地域の伝統とあいまって彼の皇室に対する意識を高めたことであろう⁽¹⁶⁾。

また、中西が日露戦争の時期から村政の中枢を担うようになったことも注目される。日本海に位置する離島の住民にとってこの戦争の危機感には格別のものがあつたものと推察され⁽¹⁷⁾、そのころから地域指導者であり続けたことは、彼の国家意識のあり方にも影響を与えたであろう。日赤の機構の中では末端に

位置する中西が本社の社長に対して堂々の論陣を張ることができたのは、独自の経験から培われた皇室や国家に対する強い意識に持ち前の行動力が結びついたことによるのではないだろうか。

- (1) 青島攻防戦の内容については、斎藤聖二「日独青島戦争の戦闘経緯」(『シオン短期大学研究紀要』第34号、1994)が、陸軍参謀本部『秘 大正三年日独戦史』(上巻・下巻、1916)、『大正三年 参謀本部歴史』(防衛研究所戦史部所蔵)朝日新聞社『青島戦記』(1915)などの文献に基づき詳細である。また、松尾展成「日独戦争、青島捕虜と板東俘虜収容所」(『岡山大学経済学会雑誌』第34巻第2号、2002)は先行研究を簡明に整理して日独戦争の概要を跡づけている。
- (2) 瀬戸正彦「青島(チンタオ)をめぐるドイツと日本(4) 独軍俘虜概要」(『高知大学学術研究報告』第50巻 人文科学編、2001)。同稿は、外務省外交史料館所蔵『独逸及奥匈国俘虜名簿』(1917)に記載された捕虜4,715人のうち906人の事績・足跡の調査結果を報告している。そこでも強調されているように、青島守備軍には当時のドイツ領土の関係からポーランド・デンマーク・ベルギーおよびフランス系の将兵がいたほか、入港中であったオーストリア＝ハンガリーの軍艦(カイゼリン・エリーザベト号)に乗り組むハンガリー・ポーランド・チェコ・スロバキア・クロアチア・セルビア系の将兵も日本軍の捕虜になっていた。
- (3) 日本国内の捕虜収容所の概要については、富田弘「日独戦争と在日ドイツ俘虜」(富田弘著・富田弘先生遺著刊行会編『板東俘虜収容所』法政大学出版局、1991)がある。それによれば、当初(1914年10～11月)設立されたものは東京(のち習志野)・静岡・大分・松山・丸亀・徳島・久留米・熊本・大阪(のち似島)・姫路(のち青野原)・名古屋・福岡の12カ所であった。その後、静岡と大分が習志野に、熊本が久留米に併合され、四国の三カ所は統合されて新たに徳島県の板東に新設された。また福岡は段階的に解消され、最終的に残ったのは習志野・板東・似島・青野原・名古屋・久留米の6カ所であった。これらの収容所の中で最も注目を集めてきたものは日独間の文化交流の場として名高い板東俘虜収容所で、富田前掲書のほか、棟田博『桜とアザミ 板東俘虜収容所』(光人社、1974) 林啓介『板東俘虜収容所 第九交響曲のルーツ』(南海ブックス、1978) C. バーディック・U. メイスナー・林啓介『板東俘虜収容所物語』(海鳴社、1982)がある。このほか、久留米収容所については久留米市教育委員会編『久留米俘虜収容所』(久留米市文化財調査報告書第153集、久留米市教育委員会、1999)が、名古屋収容所については、池山弘「名古屋ドイツ俘虜収容所」(新修名古屋市史編集委員会『新修名古屋市史』第6巻第1章第3節、名古屋市、2000) 校條義夫「名古屋俘虜収容所 覚書」(青島戦ドイツ兵俘虜収容所

研究会編『青島戦ドイツ兵俘虜収容所研究』創刊号、2003）同「名古屋俘虜収容所 覚書」（同前、第2号、2004）大川四郎「第1次世界大戦中の名古屋俘虜収容所における救恤活動について 赤十字国際委員会駐日代表フリッツ・パラヴィチーニ報告をもとにして」（『法経論集』第169号、愛知大学法学部、2005）がある。なお『青島戦ドイツ兵俘虜収容所研究』は、日独文化交流の観点から各地の収容所に対して多様な関心を向けている。

- (4) 梶居孝『世界と日本の赤十字』（タイムス社、1999）75 ページ。これらの救護活動の全容は、『日本赤十字社史続稿』下巻第2章（日本赤十字社、1929、以下『社史続稿』と略称）によって知ることができるが、青島戦の救護活動については、日赤文庫の図書資料群中に『大正三四年戦役日本赤十字社救護報告』（日本赤十字社、1917、以下『救護報告』と略称）がある。
- (5) 『社史続稿』上巻所収、「社史年表」大正3年（1914）の項の第3段には「八月（中略）大正三四年戦役救護事業を開始ス十八日」とあり、この日陸軍大臣から病院船の艦装命令が下された旨は『救護報告』に記されている（同書6ページ）。これらの表記の典拠は日本赤十字社文書『大正三四年戦役病院船関係 其一』所収の「本社病院船回航ノ件陸軍大臣ヨリ達并受書案」（索引番号第1号）であり、そこには、岡市之助陸軍大臣より花房義質日本赤十字社長宛の「日本赤十字社病院船回航ノ件達」（8月18日付）と花房社長から岡陸相宛の受領書（8月19日付）を添付する稟議書「本社病院船回航ノ件達」（8月19日起案、翌20日の日本赤十字社常議委員会で報告された旨を欄外に朱書）が綴じられている。ちなみに艦装命令書の内容は下記の通りである。

秘 至急（以上朱印）

陸軍省送達 欧発第一〇一号（以上朱印）

日本赤十字社病院船回航ノ件達

其社病院船博愛丸弘濟丸ヲ艦装ノ上左記日次迄ニ宇品港ニ回航シ陸軍運輸部本部長ノ指揮ヲ受ケシムヘシ

大正三年八月十八日

陸軍大臣岡市之助（大臣印）

日本赤十字社長子爵花房義質殿

左記

九月五日 博愛丸

九月十二日 弘濟丸

- (6) 『日本赤十字社史稿』（日本赤十字社、1911、以下『社史稿』と略称）1312ページ。
- (7) 1887年（明治20）制定の「日本赤十字社社則」第4条第2項には、「戦時ニ於テハ軍医部ニ附随シ之ヲ帮助シテ傷者病者ノ救護ニ尽力スル事」と、第7条には「本社ノ事業ヲシテ兩陛下ノ眷護ノ叡慮ニ適セシメ且軍陣衛生ノ諸整備ニ応ゼシムル為メ宮内省陸海軍省ノ監督を受クルモノトス」とある（『社史稿』159～167ページ）。こ

の性格は1901年(明治34)に定められた「日本赤十字社定款」,「日本赤十字社条例(勅令第223号)」においても同様であったが、翌年陸軍が日赤の戦時救護員を軍属とする制度を定め、日本赤十字の活動に対する軍部の影響力は増大する傾向にあった(梶居前掲注(4)書、67~68ページ)。

- (8) 『社史続稿』下巻、276~281・293~302・336~338ページ。『救護報告』6ページ、51~52ページ。
- (9) 『社史続稿』下巻、300~302・336~338ページ。『救護報告』51~52ページ。
- (10) 「日本赤十字社支部規則」第1条には支部の下に委員部、委員部の下に分区が設置されて事務を分掌することとされていた。分区委員は分区ごとに1名置かれたが(『社史続稿』906ページ)、1910年(明治43)の改正第4条により、年釀金や寄付金の収納取扱のために分区収入委員が設置された。また、これに先立つ1908年(明治41)に改正された第1条では、支部を地方庁所在地に置きその地名を冠することと、各郡市役所所在地に委員部を、各町村役場所在地に分区を設けることが規定された(『社史続稿』上巻、911ページ)。なお、1887年(明治20)に支部・委員部が設置されたとき、支部長を知事に、副長・委員及び幹事を書記官並びに庁内高等官又は属官(別に陸海軍将校や医官も対象とされた)、その他は郡区長、地方名望家に囑託することとされていた。
- (11) 『救護報告』6ページ。このとき門司に揚陸された傷病兵全員の氏名が10月15日付『福岡日日新聞』に掲載されている。それは「赤十字博愛丸の傷病兵 傷病俘虜十二名同船にて来る」と題する記事に続くもので、捕虜の肩書と氏名は次の通りである。
- 海軍砲兵ヨーフ 水兵フォーヘイ 歩兵ポPPER 水兵ジュエール 海軍砲兵
ハインリッヒコッホー 騎兵一年志願兵ノオンツツヘル 歩兵リュイナート
歩兵上等兵ハインリッヒファール 海軍下士デチエンス 歩兵シュルツ
水兵フィリップアルベルト 病院下士ニッペー
- 上のカタカナ表記は正確さを欠くと考えられるので、彼らその後久留米収容所に収容された事実とその肩書とを手がかりに瀬戸前掲注(2)稿と照合したところ、下線を施した8人については下記の実名を推定することができた(個人の情報は瀬戸氏稿に譲る)。なお実名の左に付けた番号は瀬戸氏による整理番号である。
- 「フォーヘイ」 301 「Hofe (ホーフエ), Paul v.」
「ポPPER」 312 「Hoppe (ホッペ), Max」
「ジュエール」 136 「Duerr (デュル), Karl」
「ハインリッヒコッホー」 391 「Koch (コッホ), Heinrich (ハインリッヒ)」
「ハインリッヒファール」 270 「Hauer (ハウアー), Heinrich (ハインリッヒ)」
「デチエンス」 122 「Ditjens (ディチエンス), Hermann」
「シュルツ」 705 「Schlz (シュルツ), Josef」
「フィリップアルベルト」 577 「Philipi (フィリッピ), Albert (アルベルト)」
- (12) 捕虜に船中の様子取材した前掲注(11)の記事によれば、彼らは総じて船中で日本

軍人とカーテン一枚の仕切りで同室を許されたことを光栄に感じており、食事は、日本軍人の粗食なるに拘らず特に我等は郷土の習慣を酌量せられて二等食位の肉食を供されたるは何とも感謝の辞なし。

と答えている。なお『福岡日日』の記事の視点は『大阪朝日』と異なり、船中における捕虜の処遇に対する論評は見られない。

- (13) 日本赤十字社の前身である博愛社は東伏見宮嘉彰親王（後の小松宮彰仁親王）を総裁に仰ぎ皇室から 1,000 円の活動援助金をうけたほか、美子皇后（後の昭憲皇太后）から年 300 円の御手許金を下賜された。1887 年（明治 20）に日本赤十字社が創設されると、社則第 2 条・第 6 条・第 7 条で次の通り定めている（『社史稿』159～167ページ）。

第 2 条 両陛下ノ保護

本社ハ 皇帝陛下 皇后陛下ノ至尊至貴ナル保護を受クルモノトス

第 6 条 総裁

本社ハ皇族を推戴シテ総裁トス

第 7 条 監督

本社ノ事業ヲシテ 両陛下ノ眷護ノ聖意ニ適セシメ且軍陣衛生ノ諸整備ニ応ゼシムル為メ宮内省陸海軍省ノ監督ヲ受クルモノトス

日赤が天皇・皇后の保護を受ける団体であることはその後 1901 年（明治 34）制定の定款にも引き継がれ、この関係は敗戦後の 1947 年（昭和 22）まで続いている。その他、年 5,000 円の御下賜金、赤十字病院の建設資金並びに年 5,000 円の運営補助金、

各国赤十字社の平事業奨励を目的とする「昭憲皇太后基金」の創設（現在も継続）などに代表される物心両面にわたる幅広い援助を受けた。上記の旨については梶居前掲注(4)書、37～53ページ。また『社史稿』では、第 1 編第 2 章を「皇室ノ恩眷」と題してその関係を述べている。

- (14) 「一視同仁」の語源は、唐の文人・韓愈の「聖人一視而同仁、篤近而拳遠」（『原人』）という句である。この語を敵味方の区別なく救護を行う理念と結びつけて用いた早い例は、博愛社の創設者の一人である大給恒が社業の趣旨を世人に訴えるために著した『博愛社述書』の中に見られる。そこでは博愛社創設の契機となった西南戦争の血で血を洗う惨状を述べ、「是豈二聖皇一視同仁ノ意ニシテ軍令ノ本旨ナリト謂ハンヤ」と反問している（『社史稿』101 ページ、下線部筆者）。また、日清・日露戦争の終結後には天皇・皇后から日本赤十字社の救護事業に対する慰労の勅語・令旨が下されているが、日露戦争後の 1906 年（明治 39）2 月 16 日に下された皇后の令旨には、
- 明治三十七八年戦役ニ於テ傷病者ノ救護ニ努力シ一視同仁克ク其本分ヲ尽シタルヲ懌フ
- と見える（『社史稿』62 ページ、下線部筆者）。これに対して日清戦争後の 1895 年（明治 28）11 月 1 日に下された令旨には、
- 明治二十七八年ノ戦役ニ於テ同心協力彼我ノ諸患者ヲ救護シ軍隊衛生ノ事業ヲ助け能ク博愛ノ実ヲ拳ケタルヲ喜フ

と見え（『社史稿』58 ページ、下線部筆者）、「一視同仁」と「博愛」がほぼ対応することが確認できる。ちなみに明治天皇の勅語は下記の通りである（下線部筆者）。

（日露戦争）

明治三十七八年戦役ニ於テ陸海軍ノ衛生業務ヲ帮助シ遺憾ナカラシメ克ク博愛ノ実ヲ拳ケタリ 朕深く之ヲ嘉ス（『社史稿』62ページ）

（日清戦争）

明治二十七八年ノ戦役ニ於テ軍衛衛生部ノ事業ヲ助け能ク其本分ヲ尽ス 朕深く之ヲ嘉ス（『社史稿』57～58ページ）

- (15) 黒木村の村政と中西松次郎の事績については、永海一正『黒木村誌』（黒木村誌編集委員会、1968）525～609ページ、島根県隠岐郡西ノ島町編『隠岐西ノ島の今昔』（西ノ島町、1995）32～33・46～49・168・284・670～671ページ。
- (16) 嘉仁親王の行啓については、島根県編『新修島根県史 史料篇 近代第4』（島根県、1966）738～739ページ。
- (17) 村内船越区では軍資金60円の献納が決議されたほか、国債100円の購入や出征軍人（同区で3人）への慰問品送付の相談がなされ、「露国軍艦番小屋ヲ設備スル事」が協議された。村全体の動静もほぼ同様であったであろう（『黒木村誌』530ページ）。

三

中西意見書や『大阪朝日』で批判された、日赤病院船の救護体制とはどのようなものだったのだろうか。ここでは博愛丸の場合をとりあげるが、もとより両病院船の間で救護の水準が異なるわけではない。

1) 病院船の要員

各病院船に乗り組む救護班は総勢41人で、次の編制をとっていた⁽¹⁾。

救護医長	1人	救護調剤員補	1人
救護医員	3人	救護看護婦長	1人
救護調剤員	1人	救護看護婦	30人（内組長6人）
救護副理事	1人	救護看護人	1人
救護書記	2人		

救護員全員の氏名は『救護報告』および『社史続稿』の付録に掲載された名簿により知ることができるが⁽²⁾、別に救護医長については、日本赤十字文書『大

正三四年戦役病院船関係 其二・止』所収「病院船救護医長任用ノ件」(索引番号第3号)がある。8月18日に起案されたこの文書は花房社長から陸海軍大臣に宛てられたもので、博愛丸救護医長に「日本赤十字社救護医員 勲六等 宗文江」、弘済丸救護医長に「日本赤十字社救護医員 宮入重利」をそれぞれ任用したことを通知するものであった。この文書には履歴書が添付されており、それによれば博愛丸救護医長宗文江の経歴は次の通りである。

1878年(明治11)7月に東京麹町の士族の家に生まれる。

1903年(明治36)12月に東京帝国大学医学科を卒業。

1904年(明治37)1月に日本赤十字社病院医員に任用。

同年6月、日露戦争の救護医員となって第1臨時救護班に編入。

1906年(明治39)3月、召集解除。

同年4月、戦時救護の功により勲六等瑞宝章及び金180円授与。従軍記章授与。

1910年(明治43)3月から12年(明治45)2月までドイツ留学。

1912年(明治45)6月、日本赤十字社病院治療主幹に任用。

なお、日独戦争の救護を終えた後、宗は勲五等瑞宝章と金350円を授与されている⁽³⁾。

2) 救護の基本姿勢 社長訓示

病院船の編制が定まると、花房社長から両船の全乗組員に対して訓示があった。この訓示は『救護報告』でも全文を確認することができるが⁽⁴⁾、原典は日本赤十字社文書『大正三四年戦役病院船関係 其二・止』所収「病院船乗組員ニ対スル訓示ノ件」(索引番号第11号、救第767)である。訓示は120部印刷され、9月1日に博愛丸、9日に弘済丸の各乗組員に配布された。下に原稿部分を引用する(句読点・下線部筆者)。

訓示

今回陸軍大臣ノ命令ニ依リ本社病院船ヲ派遣スルニ付、同船乗組救護員ニ編入ノ為諸氏ヲ召集セシニ、約ヲ違ヘスシテ此ノ急ニ応シ予期ノ如ク準

備ノ完成ヲ見ルハ、本社ノ満足コレニ過キサルナリ。

抑救護員ノ任務及其服膺スヘキ要件ニ就イテハ、諸氏力業ニ既ニ通曉スルトコロニシテ此際特ニ訓示スルノ要ナシト雖、諸氏ハ須ラク患者ニ対シテハ敬愛懇篤ヲ旨トシ、勤務上ニ就テハ各分担ノ事項ヲ誠実ニ遂行シ和衷協同以テ病院船ノ成績ヲ挙ケムコトヲ期スヘシ。

治療看護に就テハ、国籍彼我ノ別無キハ固ヨリナリト雖、若シ外国人ヲ収療スルニ方リテハ、風俗人情等ヲ異ニスルヲ以テ殊ニ注意ヲ加ヘテ信頼ノ念ヲ起コサシメムコトヲ要ス。

本社ハ既ニ数回ノ戦時勤務ニ於テ博愛慈善ノ誠ヲ致シ、幸イニ各国ノ賞賛ヲ博スルヲ得タリ。這般ヲ図ラズモ救護事業ヲ開始スルニ至レリ。諸子宜シク叙上ノ關係ニ留意シ此ノ機会ニ於イテ一層本社ノ光輝ヲ発揚スルコトニ努メラルヘシ。

時下残暑酷シ、此際諸氏ハ海上生活ノ人ト為リ勤務上ノ労苦ニ兼ネテ風波ノ難ト戦ハサルヘカラス。諸子能ク自愛以テ健康ヲ保持シ奮励以テ困苦ヲ忍耐セラレムコトヲ望ム。

大正三年九月

日本赤十字社長 子爵 花房義質

九月一日 博愛丸

九月九日 弘濟丸

患者一般に対する敬愛懇篤の接遇態度や、特に捕虜の処遇を意識したものと
思われる「風俗人情等ヲ異ニスルヲ以テ殊ニ注意ヲ加ヘテ信頼ノ念ヲ起コサシ
メ」る配慮の必要性を説き、国際的に高い評価を受けてきた過去の実績を強調
して全員の自覚を促している。これが救護に対する基本姿勢を精神的に規定す
ることになった。

3) 救護員の勤務

救護員の基本姿勢は訓示が規定するところであるが、日常的な勤務の留意事
項は『日本赤十字社病院船救護員勤務心得』の規定に依った。これも『救護報

告』に全文が収録されているが⁽⁵⁾、原本は緒言 1 ページ・目次 2 ページ・本文 50 ページに表紙のついた小冊子で、『大正三四年戦役病院船関係 其二・止』所収「病院船救護員勤務心得ノ件」(索引番号第16号、救第790)に添付されている。

前回の病院船救護員勤務心得は日露戦争時の 1904 年(明治 37) 2 月に定められた。その後、軍の戦時衛生勤務令や日赤の戦時救護規則・戦時給与規則が改正されたことに応じて勤務心得も改定されている。全13章の構成は下記の通りである。

第 1 章 救護医長ノ任務	第 8 章 收容患者ノ取扱、付患者守則
第 2 章 救護医員ノ任務	第 9 章 患者食
第 3 章 救護調剤員ノ任務	第10章 患者被服、寝具ノ取扱
第 4 章 救護副理事ノ任務	第11章 死者ノ処置、付患者ノ遺言
第 5 章 患者搭載、陸揚ノ注意	第12章 掃除及消毒
第 6 章 患者搭載ノ取扱	第13章 救護員船内心得
第 7 章 患者交付ノ取扱	

勤務心得の中から中西意見書や『大阪朝日』で問題にされた事柄に関するものを一部抄出すると、下記のものがある。

第45(第5章)外国軍人ノ患者ヲ收容スルトキハ将校ハ将校病室ニ下士卒ハ一般ノ病室ニ收容スルモ自国ノ下士卒ト区別ス但シ外国軍人ノ患者中同盟国ノモノト然ラサルモノトヲ区別スルヲ要ス

第79(第9章)患者食ノ種別ハ戦時衛生勤務令ニ拠ル

第86(第10章)病院船ニ收容スル患者ハ本社ノ病衣ヲ着用セシムルヲ例トス

第 45 条の日本兵と捕虜の病室を区別するとの規定は、『大阪朝日』の記事によればそれは守られていない印象を受ける。しかし、同じ 10 月 15 日付の『福岡日日新聞』の記事(「赤十字博愛丸の傷病兵 傷病俘虜十二名同船にて来る」)

によれば、両者の間はカーテンによって仕切られていた⁽⁶⁾。また第 79 条は、救護患者に支給する食事が軍の定める戦時衛生勤務令に基づいていることを明らかにする。

救護員の業務分担は次の通りであった⁽⁷⁾。救護医員はその技能により内科外科の各部屋に適宜配置され、手術室・レントゲン室は外科の救護医員か救護医長の担当であった。救護看護婦は各病室収容患者の多少により適宜配置された。患者の収容・交付に関する事務処理を担当する発着掛⁽⁸⁾は、救護医員 1 人を主任とし、その下に救護副理事、救護書記各 1 人、救護看護婦 2 人を配置し、付託品や消毒のことを兼務させた。病理試験室は内科の救護医員が兼務し、雑役夫は、各病室を通じて 6 人、事務室と薬室に各 1 人、発着掛に 2 人を分属させた。

救護員の日課は下記の通りであった⁽⁹⁾。

午前 6 時；起床・人員点呼、午前 8 時；朝食、午前 9 時；回診、正午；昼食、午後 1 時～ 4 時；入浴、午後 5 時；夕食、午後 10 時；就寝

当直は救護医員 1 人が輪番し、その他、薬室では救護調剤員と救護調剤員補が交代で、救護書記も交互に 1 人とし、看護婦は三組に分けて交代で勤務させた。

4) 捕虜の食事

捕虜の処遇に関する批判で主として問題視されたものは食事であった。捕虜を含む患者の食事の内容を述べた文書としてまず挙げることができるものは、『大正三四年戦役 病院船博愛丸報告』所収「自大正三年十月七日至大正三年十月十五日 日本赤十字社病院船博愛丸患者輸送報告」である。これは宗教護医長が作成した第 3 次航海の患者輸送報告で、下記の内容の食事に関する記述がある（下線部筆者）。

(八) 患者給与ノ状況

収容時ハ一般之粥食卵菜牛乳ニ合テ給シ、熱性患者ニハ重湯牛乳毎回二〇〇・〇ツツヲ、脚気患者ニハパン食卵菜或ハ並食ヲ、一般重症患

者ニ八重湯、牛乳、鶏卵二個ツツヲ、輕症者ニ八並食並菜ヲ、其他俘虜患者ニ八別表ノ如ク給与セリ

捕虜患者食事表

	朝	昼	夜
10.11			スープ、ベーキ魚、ピフテキオニオンソース、芋、カレーライス、シチウメロン、ジャミロールレモンソース
12	ボンジミルク、プロイル魚、ハムオムレツ	スープ、シチュービーフ、芋、カレーライス、冷ロースチキン	ボイル鯛、プレスチキン、芋、ロースビーフキャベツ、カレーライス、レモンカスター
13	ロールオーツミルク、フライ魚、ポーチ玉子	スープ、ビーフボール、芋、カレーライス、冷ハム	スープ、ボイル鯛、ロールキャベツ、ロースケーボン、芋、カレーライス、グリルドルケーキセロップ
14	オートミルミルク、ソーテ魚、フライ玉子	スープ、ハンバーグステーキ、芋、カレーライス、冷ロースビーフ	

上は10月11日午後に収容された捕虜が14日午後に揚陸されるまでの献立表である。同航海に関する「事務報告」では⁽¹⁰⁾、食事について次のように述べる(下線部筆者)。

三、給与ニ関スル事項

一般患者並救護員八前月報告ノ献立ト略ホ同一ナルモ、^(ママ)第四回航送患者中俘虜患者ニ対シテ八別表ノ如キ献立ヲ食事一皿ニ盛付ケ給与シタリ

ここで言う、捕虜に対する「別表ノ如キ献立」とは上記の献立表を指しており、これらの食品が一皿に盛り付けられたところは彼らの日常生活とは異なるところであろう。また今回とほぼ同様とされた第2次航海における一般患者(日本兵)および救護員の食事を第2次航海の報告で確認すると、日によって異な

るものの次のように整理できる⁽¹¹⁾。

朝食； 佃煮、ミソ汁、香物又は梅干、

昼食； 煮魚、野菜煮物、香物

夕食； 牛肉又は煮魚、カマボコ・玉ネギ・馬鈴薯・高野豆腐（日替り）、香物

また、『救護報告』では「第2章 病院船の業務」の「第4節 勤務行動の概要」の文中で⁽¹²⁾、食事について次の通り述べている（下線部筆者）。

患者食ハ粥食並菜及並食並菜トシ、主食ハ米六分麦四分ノ割合ニシテ要スレバ滋養品トシテ稠厚牛乳等ヲ用イタリ。俘虜ノ患者食ハ彼等ニ適応スル別種ノモノヲ与ヘタリ。（中略）俘虜ノ患者献立表ノ一例トシテ弘済丸第六航海ニ於ケルモノヲ左ニ掲ク

『救護報告』が示す弘済丸の「俘虜ノ患者献立表」は、上記の博愛丸のものと大差はない。捕虜に「彼等ニ適応スル別種ノ」食事を与えることは、社長訓示に言う、捕虜に「風俗人情等ヲ異ニスルヲ以テ殊ニ注意ヲ加ヘ」ることに通じる。この配慮は、捕虜をして日赤救護員に対する「信頼ノ念ヲ起コサシ」めるために必要なこととされたが、10月15日付の『福岡日日新聞』は、捕虜が船内の食事に満足したことを伝えている⁽¹³⁾。博愛丸が捕虜を搬送したのはこの時限りであるので、社長訓示の所期の目的は順調に果たされたと評しても差し支えない。

もっとも、博愛丸で供された食事の水準が捕虜に対するものとして破格であったわけではなかった。先の勤務心得にあるように患者食は戦時衛生勤務令に基づいて支給されることとされ、実際、この年の11月29日に名古屋俘虜収容所で支給された食事の献立と比較しても、内容に大差は認めがたいのである⁽¹⁴⁾。だが、当時の日本社会の一般的な感覚において「洋食」のイメージが日常から隔絶した高級感を与えるものであったことは否定できない。その点を考慮すれば、上に示される食事内容の違いは、一般的視点よりすれば待遇の優劣の判断材料に直結しやすい性質を持っていたと言えるだろう。

- (1) 『社史続稿』下巻、281ページ。
- (2) 『救護報告』付録四号、救護員名簿 其一、病院船博愛丸。『社史続稿』下巻、付録一、大正三余年戦役派遣救護団体編制人名、病院船博愛丸。同書付録三、大正三四年戦役派遣救護員及其他受賞者人名、病院船博愛丸。
- (3) 『社史続稿』下巻、付録三、大正三四年戦役派遣救護員及其他受賞者人名、病院船博愛丸。
- (4) 『救護報告』44ページ。
- (5) 『救護報告』付録11～31ページ。
- (6) 本稿第2節、注(11)(12) 参照。
- (7) 『社史続稿』下巻、297ページ。
- (8) 『日本赤十字社病院船救護員勤務心得』第4条(第1章)には、発着掛について下記の通り規定する。
- 救護医長ハ患者ノ收容又ハ其ノ交付ニ関スル事務ヲ処理スル為ニ発着掛ヲ置キ患者ノ送状、病床日誌、処方録及病衣、寝具等ノ受渡、患者付託品ノ調査其ノ他ノ文書ニ関スル事項等ヲ分掌セシムベシ
- (9) 『社史続稿』下巻、297ページ。
- (10) 「事務報告 自大正三年十月七日至大正三年十月十五日」(『大正三四年戦役 病院船博愛丸報告』)
- (11) 「事務報告 自大正三年九月二十日至大正三年十月一日」(『大正三四年戦役 病院船博愛丸報告』)
- (12) 『救護報告』36～39ページ。
- (13) 本稿第2節、注(11)(12) 参照。
- (14) 「付表第5 俘虜献立表」(名古屋俘虜收容所編『名古屋俘虜收容所業務報告書』第3師団司令部、1920、[名古屋市資料館蔵])。本表は11月29日～12月20日分が現存するが、メニューの内容に大差はない。

将校	牛肉と豆のスープ、ボイールエグス、食パン、バター、紅茶	ローストビーフ、コロツケ、パセリ、カラシソース、食パン、バター	ボイルドフィッシュ、馬鈴薯、人参、サラダ、アップル、豌豆、ソーストマト、食パン
准士官	牛肉と豆のスープ食パン、バター、紅茶	ローストビーフ、馬鈴薯、パセリ、カラシソース、食パン、バター	ボイルドフィッシュ、馬鈴薯、人参、豌豆、バター、ソーストマト、食パン
下士卒	牛肉と玉葱のスープ、食パン、バター、紅茶	魚フライ、馬鈴薯、蕪、人参、ソース、黒パン、バター	ローストビーフ、馬鈴薯、玉葱、人参、黒パン、バター

四

再び中西意見書に立ち返り、欄外に朱書されたメモに注目したい。改めて掲げると下記の通りである。

十月三十日島根支部主事二面会シ本件二付キ談示シタルニ、本人八本社ノ為善意ヨリ起リタルモノナリ、総会ノ為上京シタル黒木村助役ニ克ク誤解ナキ様本人ニ傳ヘ置クヘク諭示シ置キタリと云フ（三浦 印）

このメモの筆者は、捺印を残した庶務課長・三浦助一郎である⁽¹⁾。庶務課は、1912年（大正元）に改正された「日本赤十字社本部規則」によれば、社員募集、社員の入退異動、社員名簿、本社及び支部総会、文書の接受発遣、統計報告書等の調製・刊行・配布、文書の編纂・保存、官報報告・新聞雑誌通信、篤志看護婦人会など、他課（秘書・救護・材料・主計・用度）の分掌に属さぬその他の事項に関する事務を管掌する部署である⁽²⁾。文書の接受を管掌する関係上中西意見書への対処は庶務課長に委ねられた。三浦が本件について島根県支部の主事と面談したのは、日赤の地方組織の実務は各道府県の支部主事が掌握していたからであった⁽³⁾。

意見書の日付は10月19日、三浦庶務課長が島根県支部主事に面会してこの意見書を話題にしたのは30日のことであるが、上に記されているようにこの頃は日本赤十字社の第22回通常総会の開催時期に重なっていた。総会は10月27日に日比谷公園で貞明皇后を迎えて開かれ、前年度事務報告並びに決算報告と常議員の補欠選挙が行われていた。出席社員は35,980人であった⁽⁴⁾。したがって島根県支部主事もこの総会に出席するために上京していたのであるが、黒木村分区委員の中西は何らかの事情があって出席していなかった。そこで主事は代理出席した助役・佐倉鶴松⁽⁵⁾に、中西が意見書で批判した病院船の捕虜救護につき「誤解ナキ様本人ニ傳ヘ置クヘク諭示シ」ということであった。

島根県支部主事が中西への伝言を佐倉に託したのは、三浦と面談する以前のことである。主事が三浦と面談する以前に手を打った事情については、『救護

報告』第1章「本社及支部戦時救護に関する業務一般」の次の件りから知ることができ⁽⁶⁾。

大正三年十月二十八日本社総会ノ為メ各支部主事ノ上京シタル機会ヲ利用シ一般事務ニ関シ左ノ如ク注意を与ヘタリ。

金品寄贈ニ関スル件（略）

傷病俘虜ノ待遇ニ関スル件

一、 我カ傷病兵ト傷病俘虜ト待遇ヲ殊ニシ、俘虜ヲ優遇スルナト或ハ新聞紙ニ記載セルモノアルモ、傷病俘虜ハ衣食生活ノ状態ヲ異ニセルニ依リ、右待遇ニ関シテハ其ノ筋ニ於テ規定セラレタルモノニシテ、本社ニ於テ之ヲ区別スルニ非ズ。本社ハ何事ニ因ラズ一視同仁ノ主旨ヲ実行シ居レリ。然ルニ其ノ事情ヲ悉サズ非難スルモノナキニアラズ。右等ノモノアル場合ニハ能ク諭示シ置カレタキコト。

救護員派遣ニ関スル件（略）

救護材料ニ関スル件（略）

救護班編成ニ関スル件（略）

総会終了後、特に支部主事を集めて与えた注意事項の中に含まれている「傷病俘虜ノ待遇ニ関スル件」の文章を読めば、この注意が中西意見書の影響を受けて行われたことが一目瞭然である。「俘虜ヲ優遇スルナト或ハ新聞紙ニ記載セルモノアルモ」とは10月15日付『大阪朝日』の記事を意味し、「傷病俘虜ハ衣食生活ノ状態ヲ異ニセルニ依リ、右待遇ニ関シテハ其ノ筋ニ於テ規定セラレタルモノニシテ、本社ニ於テ之ヲ区別スルニ非ズ」とは、前節で紹介した社長訓示の内容、「患者食ノ種別ハ戦時衛生勤務令ニ拠ル」との勤務心得の規定、「俘虜ノ患者食ハ彼等ニ適応スル別種ノモノヲ与ヘタリ」とする『救護報告』の記述に符合する。そして、「本社ハ何事ニ因ラズ一視同仁ノ主旨ヲ実行シ居レリ。然ルニ其ノ事情ヲ悉サズ非難スルモノナキニアラズ」とあるところの「其ノ事情ヲ悉サズ非難スルモノ」が中西松次郎を念頭に置いていることは言うまでも

ない。

意見書の存在はこの注意の前後に主事の耳に入ったものと考えられる。かねてより国際的な定評を得ていた日赤の救護活動に、開始早々から身内の批判が寄せられたことは、花房ら本社首脳に与えた波紋は小さくなかったはずである。それゆえ、草の根からの批判の拡大を未然に防ぐために、地方幹部たちの注意を促したのであろう。

- (1) 1913年（大正2）2月20日、庶務課長事務取扱。同年6月11日、庶務課長。その後肩書の変遷あるも同10年まで庶務課に勤続（『社史続稿』上巻、764ページ）。
- (2) 『社史続稿』上巻、746ページ。
- (3) 「日本赤十字社定款」第36条によれば、北海道、各府県及び台湾に支部が設置されることになっている（『社史続稿』上巻、652ページ）。支部長は知事が兼ねることになっていたため、支部の事務主幹は主事であった（『社史続稿』上巻、780ページ）。1912年（大正元）に改正された「日本赤十字社支部規則」第3条によれば、主事は定員1名で、支部長の命を受けて庶務・会計を処理するとされる。なお、支部にはこのほか支部長の命を受けて部務に参与する幹事（3名以内）が置かれていた（『社史続稿』上巻、915ページ）。
- (4) 『社史続稿』上巻、727ページ。総会は社長が議長を務め、執行事項は前年度事務報告並びに決算報告、時によって常議員および監事の改選・補欠選挙が行われた。
- (5) 『黒木村誌』608ページ。佐倉は1916年（大正5）から25年（同14）まで中西の後任の村長を務めることになる。
- (6) 『救護報告』1～4ページ。

五

第一次世界大戦は、日本の捕虜処遇のあり方が転機を迎えた時期であった。各地の捕虜収容所での取り扱いや一般民衆との交流に着目すると、板東俘虜収容所の様々なエピソードが代表するように、当時の国際水準を踏まえた人道的な処遇がおおむねなされていたと考えられる⁽¹⁾。その一方で、近年の研究は、昭和期に顕著になった捕虜に対する否定的な観念や、日中戦争および太平洋戦争下で見られた非人道的な捕虜処遇の萌芽がすでにこの時期に認められること

も指摘している⁽²⁾。

例えば、軍部においては捕虜の人道的処遇が「目に余る」と評価され、特に給食の内容を例示して日本軍兵士よりも捕虜の方が優遇されすぎているとする主張が幹部層から発せられるようになった⁽³⁾。また一般庶民の間にも日露戦争後から捕虜を忌避する風潮が現れ、その後「個人 軍 社会」の順に拡大したとする見通しも与えられている⁽⁴⁾。

本来、日本赤十字社は敵味方を問わない人道的な捕虜処遇を目的としている団体であるが、本稿では身内から救護活動に対する批判が生じたという事実を重視し、煩を厭わず周辺の事情を掘り下げてみた。たとえ批判者の意識のあり方を規定する特殊な背景を考慮にいれたとしても、形式的条件の平等ではなく対象の属性に配慮して救護することを単なる不公平や外交上の媚態と理解する方向に流れてしまう意識のゆらぎが、国内赤十字組織の基盤を支える立場の者にすら生じる余地があったということは留意しておくべきであろう。中西松次郎の意見書は、国内の捕虜観の微妙な綾を象徴していると考えられる。

(1) 本稿第2節、注(3)の諸論考を参照。

(2) 神田文人「第一次大戦前の日本の捕虜処遇とその転換」(『横浜市立大学論叢 第45巻 人文科学系列第1号』1994)同「近代日本の戦争 捕虜政策を中心として」(『季刊戦争責任研究 第9号』1995)、秦郁彦「日本軍における捕虜観念の形成」(『日本人捕虜 上巻』原書房、1998)、喜多義人「日本軍による戦争犯罪の原因に関する一考察 太平洋戦争における捕虜の違法な取扱いの観点から」(『日本法学』第64巻第3号、1998)同「日本軍の国際法認識と捕虜の取扱い」(平間洋一他編『日英交流史1600-2000 3 軍事』2001)、内海愛子「第一次世界大戦とドイツ人捕虜」(『日本の捕虜政策』青木書店、2005)

(3) 神田前掲注(2)論文。

(4) 秦前掲注(2)論文。

後記

日本赤十字社文書の利用については、中野裕子（博物館明治村）、河合利修（日本赤十字豊田看護大学）の両氏のお世話になった。また、三重中京大学地域社会研究所における共同研究の席上、上野利三（三重中京大学）、大川四郎（愛知大学）、榊居孝（日本赤十字社）の各氏より有益な御示教を頂戴した。厚く御礼申し上げる。

